

社会福祉法人 福角会 感染対策指針

社会福祉法人福角会は、利用児・者の健康と安全を守るための支援が求められる保育及び障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用児・者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等について事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い保育及び支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・事業所規程および社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 各事業所には「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
尚、委員会名称については各事業所ごとに定める。
- ② 各事業所において、職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、利用児・者および職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用児・者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ③ 各事業所において、職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年 1 回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
（保育所及び入所施設は年 2 回以上）
- ④ 各事業所において、平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年 1 回以上の「訓練」を定期的実施する。

(保育所及び入所施設は年2回以上)

- ⑤ 各事業所において、感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
- ニ) 濃厚接触者への対応など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のために速やかに報告を行う。
 - イ) 各事業所嘱託医(設置事業所のみ)
 - ロ) 松山市保健所・保健予防課 089-911-1843
 - ハ) 各事業所指定権者
- ニ) その他各事業所で報告が必要となる機関
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ) 福角会法人本部事務局 978-5855
 - ロ) 各事業所より関連する利用児・者の家族
- ⑤ 法人危機管理対策本部の設置については、入所施設（障害者支援施設・グループホーム）で感染者（利用者・職員）が発生した場合もしくは利用児者・職員に感染の拡大の恐れがある場合に理事長の指示に従い設置する。

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、令和4年12月26日から適用する。